

リサイクル(再商品化)の 委託申込手続きについて

～令和8年度申込に向けた資料(令和7年11月)～

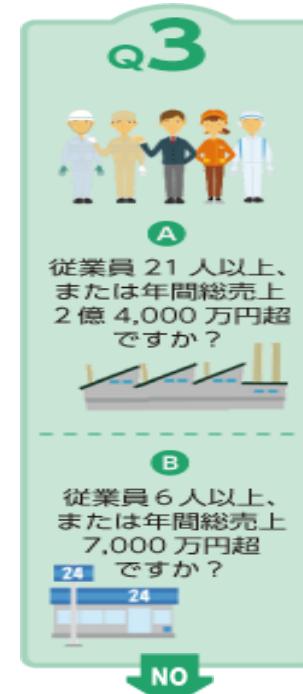
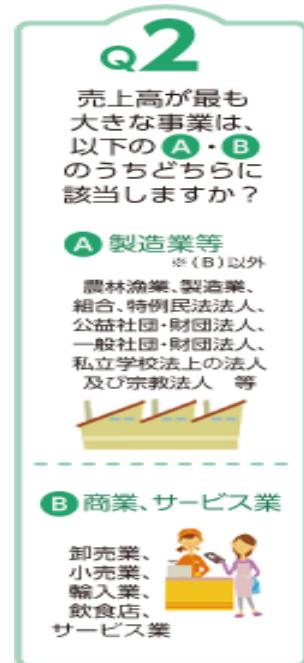
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

説 明 内 容

1. リサイクル義務の有無の判定
2. 再商品化委託申込の方法
3. 再商品化委託申込の手続きと注意点

1. リサイクル義務の有無の判定

先ず自社に再商品化(リサイクル)の義務が課されるのかご確認ください。



リサイクル（再商品化）の義務はありません

チェックポイント1

①～⑤のいずれかに携わっていないなくても、容器や包装を扱う「事業部門」がある場合は、Q2へ進んでください。

チェックポイント2

売上高のほぼ同じ事業が2つ以上ある場合は、各事業の①売上高、②従事する従業員数、③施設規模から総合的に判断して大きな事業の含まれている方(AまたはB)を選択してください。

主たる事業が建設業、運輸・通信業、不動産業(いずれもA)などであっても、商品の製造・販売などの事業を行っている部門があれば、その事業に携わっていることになります。

チェックポイント3

〈1〉従業員の考え方
従業員は事業ごとに分けて考えるのではなく、事業体全体で考えてください。

〈2〉総売上の考え方
「総売上」とは、社会通念上、一般に想起される売上高を指します。このため、事業者自らが決算に用いるものを用いて差し支えありません。

Q4

提供している商品やサービスに係る容器・包装は、次の素材からできていますか？

- ① ガラス製
- ② 紙製
- ③ PET製
- ④ プラスチック製
- ⑤ これらを利用した複合素材

NO



Q5

提供している商品やサービスに係る容器・包装は、商品や商品の付属品を入れたり包んだりするものですか？



NO



Q6

提供している商品やサービスに係る容器・包装のうち、最終的に家庭でごみとして排出されるものはありますか？



NO



リサイクル（再商品化）の義務はありません

チェックポイント4

<複合素材の考え方>

分離するのが困難な複数の素材でできている容器包装については、容器包装を構成する素材のうち重量ベースでもっとも比率が高い素材の容器包装に分類してください。

●複合素材の一例：フィラーシート（炭カル量50%以上）で成型したトレイは、炭カル製容器。プラスチックに該当しないと判断されるため対象外。

チェックポイント5

- 景品やサービス（レンタルビデオやクリーニング）はその範疇に入りません。
- 見本（試供品等）については、明確に通常の商品と分けられている場合は対象外ですが、外見上、販売されている商品とまったく区別できないものを試供品、見本等と称して無料配布する場合は対象となります。

チェックポイント6

容器や包装を利用していても、家庭からごみとして排出されない場合とは、次のような例を指します。

- レストランで使用されるソースのビニール袋（レストランにおいて費消され、一般廃棄物とはならない場合）
- 会社員が購入し、オフィスで消費されるPETボトル
- 全量病院へ納品され、その利用後は病院で処分されている医薬品を入れたガラスびん等
- 海外に輸出される商品の容器・包装は対象外。
(海外で排出されるものは家庭での消費に含まない)

Q7

提供している商品やサービスに係る容器・包装は、中身と分離した時に不要となり、捨てられるものですか？



NO

YES

Q8

容器・包装の利用、容器の製造、容器及び容器包装を付した商品の輸入について「委託・受託」の関係を結んでいますか？

NO

YES

Q9

「委託・受託」の関係において、容器・包装の素材や構造を実質的に貴社が決めていますか？

YES

NO

リサイクル（再商品化）の義務はありません

チェックポイント7

中身と分離したときに捨てられないものの事例としては、CD・DVD等のケースや楽器、カメラ等のケースが挙げられます。

チェックポイント8・9

容器・包装を利用する事業者から、容器の製造を受託する事業者については、利用事業者からの素材・構造の指示の有無、程度を問わずに特定事業者になります。委託・受託の関係の詳細については、「資料1」をご確認ください。

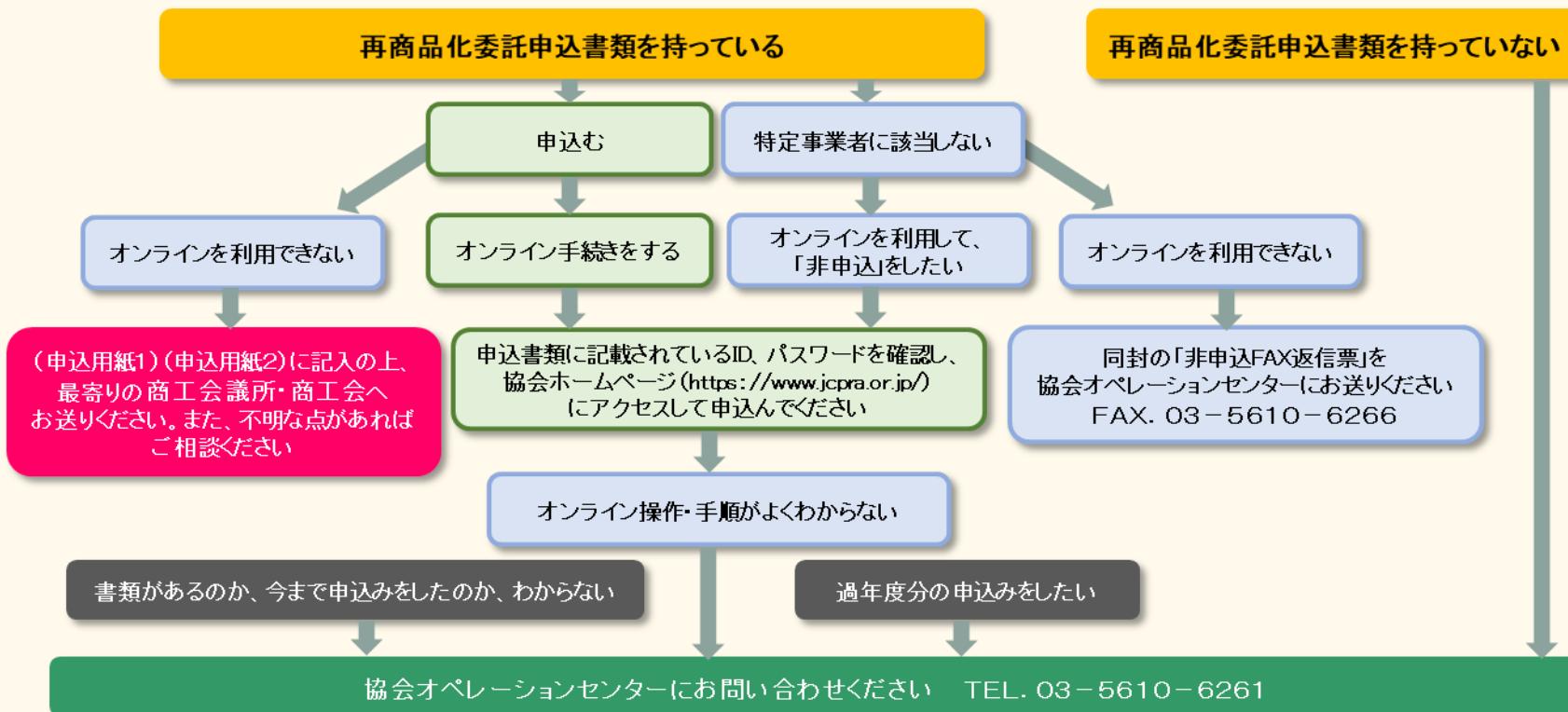
リサイクル（再商品化）の義務が生じます

一通りご確認いただき、ご不明な点がありましたら当協会コールセンターにお問い合わせください。

TEL 03-5251-4870 FAX 03-5532-9698

2. 再商品化委託申込の方法

申込方法は「オンライン」または「紙」の2種類です。
過去の申込履歴が確認出来ること、自動計算機能があること、
紙を減らせる等の観点から「オンライン」を推奨しています。



法律の内容、しくみなどが、
よくわからない

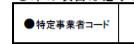
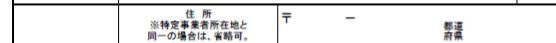
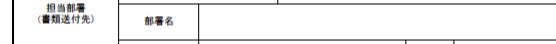
協会コールセンターにお問い合わせください TEL. 03-5251-4870
または協会ホームページ(<https://www.jcptra.or.jp/>)をご覧ください

3. 再商品化委託申込の手続きと注意点

以降は「紙」申込資料に沿って説明いたします。「オンライン」であっても基本は同じです。

先ずは、「申込用紙1」です。こちらは主に自社の基本情報を登録していただく内容となっております。

●印の箇所は全て必須記入項目です。お手数ですが全ての項目にご記入ください。「オンライン」の場合は前年度に登録した内容が予め記載されておりますので、変更がない場合は入力の必要がありません。P7~8で注意点をご説明いたします。

令和8年度 再商品化委託契約申込書（申込用紙1）												令和8年2月13日（金）締切
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 御申込用紙												
「容器包装に関する分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「容器包装リサイクル法」という。）に基づく特定分別基準適合物の再商品化的業務（「容器包装リサイクル法」第10条の2による市町村への全額の支払業務を含む。）に関して、令和8年再商品化委託契約約款（以下「約款」という。）の各条項を確認・同意し、下記の通り公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「協会」という。）に委託申込みます。再商品化委託契約は、協会が、申込みに対する再商品化委託承諾書をオンラインにより発行し当該承諾書にアクセス可能となった時に成立し、約款が適用されることを了承します。申込書の記載事項に過誤を発見したときは直ちに協会に書面で通知します。												
●印の項目は必ずご記入ください。（※消せるボールペンは使用しないでください。）												
●特定事業者コード  ※送付状に記載の「特定事業者コード」を転記												
●提出日 令和 年 月 日												
※「特定事業者名」の記入にあたっては、法人格を示す名称（「株式会社」「有限公司」等）を省略せずに記入してください。なお、個人で経営されている場合は、個人名（経営者名）をご記入ください。 ※代表者印を必ず押印ください。												
●特定期事業者名 												
●特定期事業者所在地（本社所在地） 〒 都道府県 区市町 												
●代表電話番号 ーーー ●ピーク時の従業員数 												
●所属団体名（複数ある場合は複数記入） ●会社（個人事業）設立年月 明治・大正・昭和 年 月 平成・令和 年 月 ●再商品化義務量算定基準決算年月 (東京税務署によって直近の決算年月を記入) 令和 年 月												
●担当部署（書類送付先） 住 所 〒 都道府県 区市町 ※特定事業者所在地と同一の場合は、省略可。 												
部署名 ●担当者氏名 												
●電話番号 ーーー FAX ーーー ●E-mail 												
請求書送付先 ※担当部署と同一の場合、記入不要。 住 所 〒 都道府県 区市町 法人名 上記と別途法人の場合は、 部署名 担当者 												
※請求書送付先を記入される場合は、必ず「住所」「法人名」「担当者」の3点すべてをご記入ください。（宛先の略称は「様」となります。）												
素材 ガラスびん 1.無色 2.茶色 3.その他 4.PETボトル 5.紙容器包装 6.プラスチック容器包装 												
●再商品化実施委託料金合計 (円／税抜) ●再商品化実施委託料金(税抜) ※申込用紙から転記すること。 ●再商品化実施委託料金(税込) ※申込用紙から転記すること。 ●再商品化実施委託料金(税抜) ※申込用紙から転記すること。												
●再商品化実施委託料金の支払方法 (該当番号に○) 1 2分割(4月:50%, 7月:50%) 2 4分割(4月:40%, 7月:30%, 10月:15%, 1月:15%) 3 一括払い(7月) 4 3分割(7月:50%, 10月:25%, 1月:25%) 5 一括払い(7月) 												
※提出委託料の支払方法は次年度（令和8年度）7月末日の一括払いです。												
請求書の郵送有無 (請求書の場合はチェック) <input type="checkbox"/> 紙による請求書の送付を希望しない												
商工会議所・商工会使用欄 ※処理をした商工会議所名・商工会名、担当者名を記入 商工会議所名 商工会名 担当者名												
(特定事業者一形商工会議所・商工会・公益財団法人日本容器包装リサイクル協会)												

青線で囲まれた項目は過去から記入漏れ、間違いが多い箇所です。

令和8年度 再商品化委託契約申込書(申込用紙1)

令和8年2月13日(金)締切

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 御中

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(以下「容器包装法」といいます。)第8条第2項に規定する再商品化委託契約(以下「約款」といいます。)の各条項を確認するため、オンラインにより発行し当該承諾書にアクセス可能となった時に成立する。

●印の項目は必ず記入ください。(※消せるボタン)

●特定事業者コード

封筒内の1枚目、送付状に記載されている4から始まる10桁のコードをご記入ください

「容器包装リサイクル法」第10条の2による市町村への金銭の支払業務を含む。)に關して、令和8年2月13日(金)締切

契約に至る書類ですので忘れずに押印してください

月 日

印

小規模事業者の場合は義務が課されません。会社規模による義務の有り無しを確認させていただくためにご記入いただく項目です。

●特	代表者役職	●代表者 氏名
●特	区市	●主たる業種 (裏面参照)
●ビーグ時の従業員数	●全事業の売上高 (消費税込み)	千円
●会社(個人事業) 設立年月	明治・大正・昭和 平成・令和	年 月
●再商品化義務量算定基準決算年月 (算定期間となった直前の決算年月を記入)		
令 和 年 月		

担当部署 (書類送付先)	住 所 ※特定事業者所在地と 同一の場合は、省略可。	〒	都道府県	区市
	部署名			
●電話番号	—	FAX	—	●E-mail

書類送付先とは別に請求書送付先を指定することができます。

請求書送付先 ※担当部署と同一の場合は、記入不要。	住 所	〒	都道府県	区市
	法人名 上記と別法人の場合	部署名 担当者 (カナ)		

お支払いいただく税抜総額を確認し、その金額帯で区分されたお支払い方法の中から、ご希望の方法を○で囲んでください。

素材	ガラスびん		
	1.無色	2.茶色	3.
令和8年度 再商品化実施委託料金(税抜)	11.6 円/kg	14.1 円/kg	
●再商品化委託申込量(kg) ※申込用紙2から転記すること。			
●再商品化実施委託料金(円) ※申込用紙2から転記すること。			

●再商品化実施委託料金の支払方法(融資選択に○)	年間の再商品化実施委託料金が3千万円以上(税抜) ⇒ 1 2分割(4月:50%, 7月:50%) 2 4分割(4月:40%, 7月:30%, 10月:15%, 1月:15%)	年間の再商品化実施委託料金が10万円超、3千万円未満(税抜) ⇒ 3 一括払い(7月) 4 3分割(7月:50%, 10月:25%, 1月:25%)	年間の再商品化実施委託料金が10万円以下(税抜) ⇒ 5 一括払い(7月)
--------------------------	--	---	---------------------------------------

請求書の郵送有無 (郵送不要の場合はチェック)	<input type="checkbox"/> 紙による請求書の送付を希望しない
----------------------------	---

「紙による請求書の送付を希望しない」ことを申込時に選択できます。選択した場合はシステムから請求書をダウンロードしていただきます。

(特定事業者→所属商工会議所・商工会→公益財団法人日本容器包装リサイクル協会)

青線で囲まれた項目は過去から記入漏れ、間違いが多い箇所です。

令和8年度 再商品化委託契約申込書（申込用紙1）

令和8年2月13日（金）締切

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 御中

「容器包装リサイクル法」という。)に基づく特定分別基準適合物の再商品化の業務(「容器包装リサイクル法」第10条の2による市町村への金銭の支払業務を含む。)に関する、令和8年2月13日締切の申込書を提出します。申込書の記載事項に過誤を発見したときは直ちに協会に書面で通知します。

どの業種に属するかと、会社規模による義務の有無を確認させていただるためにご記入いただく項目です。以下の15種からご選択ください。

■主たる業種

以下の区分に従い、貴社が属する業種の番号を選択し、ご記入願います。

- ①食料品製造業
- ②清涼飲料・茶・コーヒー製造業
- ③酒類製造業
- ④油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業
- ⑤医薬品製造業
- ⑥化粧品・歯磨・その他の化粧品用調製品製造業
- ⑦農林・漁業
- ⑧その他の製造業等
- ⑨酒類卸売・小売業
- ⑩医薬品卸売・小売業
- ⑪食料品卸売・小売業
- ⑫苗・種子卸売・小売業、花、植木
卸売・小売業
- ⑬その他の卸売・小売業
- ⑭サービス業
- ⑮上記以外のその他の業種

請求書の郵送有り
(郵送不要の場合はチェック)

紙による請求書の送付を希望しない

(特定事業者一括算出申請用紙・商工会一公益財団法人日本容器包装リサイクル協会)

●提出日 令和 年 月 日	
※代表者印を必ず押印ください。	
代表者役職	●代表者 氏名
(カタ)	
(印)	
区市 郡	
時の従業員 数	●全事業の売上高 (消費税込み)
●会社(個人事業) 設立年月	明治・大正・昭和 平成・令和
年	月
●再商品化義務量算定基準決算年月 (算定期となつた直近の決算年月を記入)	
令 和 年 月	
都道府県 区市 郡	
●担当者 (カタ)	
X -	
都道府県	
区市 郡	
●すべてをご記入ください。(カタ)	
3.その他(他)	
21.0 円/kg	
10月:15%、1月:15%	
一括払いです。	
毛料合計	
払い(7月)	

再商品化委託申込量を算定する根拠となつた決算年月を、以下を目安にご記入ください。
委託申込期間（令和7年12月初旬～令和8年2月13日）までに確定済みの決算年月を用いることがルールとなっております。

■ R 8 年度分の再商品化義務量 算定基準決算年月

- 12月決算の場合 → 令和7年12月
- 1月決算の場合※ → 令和8年1月
- 2月決算の場合 → 令和7年2月
- 3月決算の場合 → 令和7年3月

※ 1月決算の事業者で令和7年度申込において、令和7年1月ではなく、令和6年1月の数値を用いた場合は、令和8年度申込においては、令和7年1月の数値を用いても構いません。前年度申込との継続性でご判断ください。

次に「申込用紙2」です。こちらは素材(ガラスびん、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装)ごとに、1年度間の排出見込量(実績)等をご記入いただき、自社の再商品化義務量と再商品化実施委託料金を算出してご記入いただくものです。

利7

令和8年度 再商品化義務量および委託申込量算定用紙（申込用紙2）

プラスチック製容器包装

利用事業者用

(太線枠内に数字を入れ、「自主算定方式」または「簡易算定方式」により当協会への委託申込量及び実施委託料金を計算して下さい。なお、この用紙も提出して下さい。)

自主算定方式

特定事業者コード

特定事業者名

用途	前事業年度において販売した商品に用いた特定容器包装の量 小数点第1位を四捨五入(kg) ①	①のうち、自ら又は他者への委託により回収した特定容器包装の量 (回収量) 小数点第1位を四捨五入(kg) ②	[①-②]のうち、事業活動により費消した特定容器包装の量 小数点第1位を四捨五入(kg) ③	個々の特定事業者のプラスチック製容器包装の排出見込量(kg) ④=①-②-③	用途別再商品化義務量 自主算定係数 ⑤	再商品化義務量 小数点第1位を四捨五入(kg) ④×⑤	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
容器 器 包 装	食料品				0.62546	(A)		
	清涼飲料等				0.62217	(B)		
	酒類				0.64387	(C)		
	石鹼・塗料等				0.60529	(D)		
	医薬品				0.64923	(E)		
	化粧品等				0.61335	(F)		
	小売				0.64996	(G)		
	上記以外の用途				0.64906	(H)		
					0.45940	(I)		
	↑				(⑥)=(A)～(I)の合計	⑦=再商品化実施委託単価 71.0円/kg	⑥×⑦=再商品化実施委託料金 (1円未満切り捨て)	

注1)省令においては、各比率が「業種別」と表現されていますが、わかりやすく「用途」にあらためました。
（「主たる業種」ごとという意味ではありません。）

再商品化委託申込量(kg)→

簡易算定方式

※「自主算定方式」により算定ができない場合（「事業活動により費消した特定容器包装の量」が把握できない場合）には、「簡易算定方式」による算定を行って下さい。「自ら又は他者への委託により回収した特定容器包装の量」は個別事業者ごとに個別の実績に応じて差し引くことになりますので、用途別の平均の率を考慮するのは事業系分だけとなり、簡易算定係数は、自主算定係数×(100-事業系比率)(%)の算式によって算出されています。

用途	前事業年度において販売した商品に用いた特定容器包装の量 小数点第1位を四捨五入(kg) ①	①のうち、自ら又は他者への委託により回収した特定容器包装の量 (回収量) 小数点第1位を四捨五入(kg) ②	[①-②]のうち、事業活動により費消した特定容器包装の量(kg) ③	前事業年度において販売した商品に用いた特定容器の量から回収量を控除した量(kg) ④=①-②	用途別再商品化義務量 簡易算定係数 ⑤	再商品化義務量 小数点第1位を四捨五入(kg) ④×⑤	再商品化実施 委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
容器 器 包 装	食料品				0.53164	(A)		
	清涼飲料等				0.55995	(B)		
	酒類				0.48290	(C)		
	石鹼・塗料等				0.54476	(D)		
	医薬品				0.32461	(E)		
	化粧品等				0.52135	(F)		
	小売				0.51997	(G)		
	上記以外の用途				0.45434	(H)		
					0.29861	(I)		
	↑				(⑥)=(A)～(I)の合計	⑦=再商品化実施委託単価 71.0円/kg	⑥×⑦=再商品化実施委託料金 (1円未満切り捨て)	

※ 簡易算定方式の場合は、控除することができません。
再商品化委託申込量(kg)→
注1)省令においては、各比率が「業種別」と表現されていますが、わかりやすく「用途」にあらためました。
（「主たる業種」ごとという意味ではありません。）

申込用紙2-プラスチック利用

令和8年2月13日(金)締切

令和8年度 再商品化義務量および委託申込量算定用紙（申込用紙2）

(太線枠内に数字を入れ、「自主算定方式」または「簡易算定方式」により当協会への委託申込量及び実施委託料金を計算して下さい。なお、この用紙も提出して下さい)

自主算定方式	(2)算定方法	特定事業者コード	特定事業者名	利用事業者用
--------	---------	----------	--------	--------

用途	前事業年度において販売した商品に用いた特定容器包装の量 小数点第1位を四捨五入(kg) ①	①のうち、自ら又は他者への委託により回収した特定容器包装の量 (回収量) 小数点第1位を四捨五入(kg) ②	【①～②】のうち、 活動により販売された 特定容器包装の量 小数点第1位を四捨五入(kg) ③
食料品			
清涼飲料等			
酒類			
石鹼・塗料等			
医薬品			
化粧品等			
小売			
上記以外の用途			
包装			

注1)省令においては、各比率が「業種別」と表現されていますが、わかりやすく「(主たる業種)ごと」という意味ではありません。

簡易算定方式	(2)算定方法	算定ができない場合は、 包装の量は個 算式：系数 × (100 - 営業系比率)(%) の算定
--------	---------	---

用途	前事業年度において販売した商品に用いた特定容器包装の量 小数点第1位を四捨五入(kg) ①	①のうち、自ら又は他者への委託により回収した特定容器包装の量 (回収量) 小数点第1位を四捨五入(kg) ②	【①～②】のうち、 活動により販売された 特定容器包装の量 小数点第1位を四捨五入(kg) ③
食料品			
清涼飲料等			
酒類			
石鹼・塗料等			
医薬品			
化粧品等			
小売			
上記以外の用途			
包装			

※ 簡易算定方式の場合
注1)省令においては、各比率が「業種別」と表現されていますが、わかりやすく「(主たる業種)ごと」という意味ではありません。

ご記入いただく上での注意点は3つあります。

(1)「申込用紙2」は利用事業者用／容器製造等事業者用の2種類あるので正しい方を選択します。

(1)利用・製造区分

(2)算定方式は自主算定方式／簡易算定方式の2種類あるので正しい方式を選択します。

(2)算定方法

(3)自社が扱うのは容器なのか包装なのか、容器であればその用途は何か、を区分したうえで、正しい行に記入し計算する必要があります。

(3)容器の用途

(3)包装

この後、詳しくご説明いたします。

(1)利用・製造区分

(1)「申込用紙2」は利用事業者用／容器製造等事業者用の2種類あるので正しい方を選択してください。



左の画像が「紙」申込用の「申込用紙2」(利用事業者用)(容器製造等事業者用)の表紙です。この表紙以降にガラスびん、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装4素材の「申込用紙2」が綴じられています。

自社に該当する方(利用または容器製造等)を正しくご選択ください。

なお、容器製造等事業者には、容器メーカーと輸入事業者しか該当しないため申込事業者数は利用事業者の方が多くなっています。

●利用事業者用を用いる事業者

- ・特定容器・包装を利用する中身製造業者
- ・特定容器・包装を利用する小売・卸売業者
- ・輸入業者
- ・その他

●容器製造等事業者用を用いる事業者

- ・特定容器製造事業者
- ・輸入業者

(1)「申込用紙2」は利用事業者用／容器製造等事業者用の2種類あるので正しい方を選択してください。

利用事業者用

(自主算定係数)

用途	前事業年度において販売した商品に用いた特定容器包装の量 小数点第1位を四捨五入(kg) ①	①のうち、自ら又は他者への委託により回収した特定容器包装の量(回収量) 小数点第1位を四捨五入(kg) ②	[①-②]のうち、事業活動により費消した特定容器包装の量 小数点第1位を四捨五入(kg) ③	個々の特定事業者のプラスチック製容器包装の排出見込量(kg) ④=①-②-③	用途別再商品化義務量 自主算定係数 ⑤
食料品					0.62546
清涼飲料等					0.62217
酒類					0.64387
石鹼・塗料等					0.60529
医薬品					0.64923
化粧品等					0.61335
小売					0.64996
上記以外の用途					0.64906
包装					0.45940

製造等事業者用

(自主算定係数)

用途	前事業年度において製造等をして当該事業において用いられた特定容器の量 小数点第1位を四捨五入(kg) ①	①のうち、自ら又は他者への委託により回収した特定容器の量(回収量) 小数点第1位を四捨五入(kg) ②	[①-②]のうち、事業活動により費消した特定容器の量 小数点第1位を四捨五入(kg) ③	個々の特定事業者のプラスチック製容器の排出見込量(kg) ④=①-②-③	用途別再商品化義務量 自主算定係数 ⑤
食料品					0.03326
清涼飲料等					0.02256
酒類					0.00607
石鹼・塗料等					0.03792
医薬品					0.00568
化粧品等					0.02832
小売					0.00807
上記以外の用途					0.01179

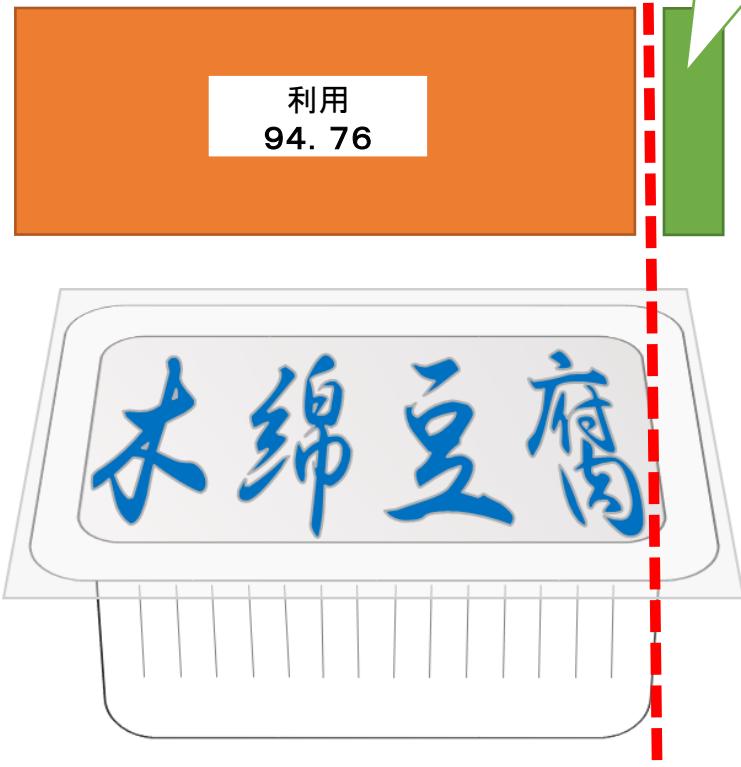
左記赤枠内のように、再商品化義務量の算定に用いる「算定係数」は、容器製造等事業者用(下段)よりも利用事業者用(上段)が大きくなっています。(素材・用途によっては95:5等)

そのため、もし、利用事業者の方が誤って容器製造等事業者用にて申込をしますと、本来果たすべき義務量の1/20程度の申込量となり過少申告となります。十分ご注意ください。(その逆にも注意)

ご参考：利用事業者と容器製造等事業者の義務

容器製造等
5. 24

- 1つの容器(例えば豆腐の容器)には、基本的に利用事業者 1社、容器製造等事業者 1社が存在します。
- 1個分の容器のリサイクルは、利用事業者と容器製造等事業者がそれぞれ義務を按分することで成り立っています。
- 利用 対 容器製造等の義務の比率は、おおむね、『製品販売額 対 容器販売額』(国の調査に基づく)となっています。



業種別特定容器利用事業者比率(令和8年度) 《注:素材、用途ごとに異なります》

プラスチック製容器

食料品製造業	利用	製造等
	94.76	5.24

※この数値は、『算定係数』の算出根拠となる数値の1つであり、毎年実施されている、経済産業省・農林水産省による実態調査(約3万5千社へのアンケート調査)の結果を踏まえて決められます。

(2) 算定方式は自主算定方式／簡易算定方式の2種類あるので正しい方式を選択してください。

令和8年度 再商品化義務量および委託申込量算定用紙（申込用紙2）

(太線枠内に数字を入れ、「自家算定方式」または「簡易算定方式」により当協会への委託申込書及び実施委託料金

プラスチック製容器包装

利用事業者用

利7

自主算定方式		(2) 算定方法		特定事業者コード	
用途	前事業年度において販売した商品に用いた特定容器包装の量 小数点第1位を四捨五入(kg) ①	①のうち、自ら又は他者への委託により回収した特定容器包装の量 (回収量) 小数点第1位を四捨五入(kg) ②	[①-②]のうち、事業活動により費消した特定容器包装の量 小数点第1位を四捨五入(kg) ③	個々の プラス か ④	円滑化義務化制度
食料品					
清涼飲料等					
酒類					
石鹼・塗料等					
医薬品					
化粧品等					
小売					
上記以外の用途					
包装					0.45940

注1)省令においては、各比率が「業種別」と表現されていますが、わかりやすく「用途」にあらためました。
(「主たる業種」という意味ではありません。)

再商品化委託申込量(kg) -

簡易算定方式		(2) 算定方法		特定事業者コード	
用途	前事業年度において販売した商品に用いた特定容器包装の量 小数点第1位を四捨五入(kg) ①	①のうち、自ら又は他者への委託により回収した特定容器包装の量 (回収量) 小数点第1位を四捨五入(kg) ②	[①-②]のうち、事業活動により費消した特定容器包装の量(kg) 前事業年度販売額 × (100 - 前事業年度比率) (%) の算式によって算出されています。	前事業年度販売額	特定事業者コード
食料品					
清涼飲料等					
酒類					
石鹼・塗料等					
医薬品					
化粧品等					
小売					
上記以外の用途					
包装					0.29861

注1)省令においては、各比率が「業種別」と表現されていますが、わかりやすく「用途」にあらためました。
(「主たる業種」という意味ではありません。)

再商品化委託申込量(kg) -

基本は上段にある自主算定方式です。「申込用紙2」記入欄の左から3列目、③『事業活動により費消した特定容器包装の量』(業務用に利用され、事業者から排出される分)が、0(ゼロ)である場合は、必ず自主算定方式で計算してください。

③『事業活動により費消した特定容器包装の量』(業務用に利用され、事業者から排出される分)が“少なからずある”と分かっていても、その量を把握することが出来ない、という場合に限り、簡易算定方式を用いることが出来ます。

(2) 算定方式は自主算定方式／簡易算定方式の2種類あるので正しい方式を選択してください。

利7

令和8年度 再商品化義務量および委託申込量算定用紙（申込用紙2）

プラスチック製容器包装

利用事業者用

（太線枠内に数字を入れ、「自主算定方式」または「簡易算定方式」により当協会への委託申込量及び実施委託料金を計算して下さい。なお、この用紙も提出して下さい。）

自主算定方式

(2) 算定方法

特定事業者コード

プラスチック製容器包装

利用事業者用

用途	前事業年度において販売した商品に用いた特定容器包装の量 小数点第1位を四捨五入(kg) ①	①のうち、自ら又は他者への委託により回収した特定容器包装の量 (回収量) 小数点第1位を四捨五入(kg) ②	[①-②]のうち、事業活動により費消した特定容器包装の量 小数点第1位を四捨五入(kg) ③	個々の特定事業者のプラスチック製容器包装の排出見込量(kg) ④=①-②-③	用途別再商品化義務量 自主算定係数 ⑤	再商品化義務量 小数点第1位を四捨五入 ⑥
食料品					0.62546 (A)	
清涼飲料等					0.62217 (B)	
酒類					0.64387 (C)	
石鹼・塗料等					0.60529 (D)	
医薬品					0.64923 (E)	
化粧品等					0.61335 (F)	
小売					0.64996 (G)	
上記以外の用途					0.64906 (H)	
包装					0.45940 (I)	
↓						⑥=(A)-(I)
注1)省令においては、各比率が「業種別」と表現されていますが、わかりやすく「用途」にあらためました。 (「主たる業種」という意味ではありません。)						再商品化委託申込量(kg)→

よく確認していただくと同じ用途でも、上段の自主算定係数よりも下段の簡易算定係数が少しだけ小さいことが分かります。

用途	前事業年度において販売した商品に用いた特定容器包装の量 小数点第1位を四捨五入(kg) ①	①のうち、自ら又は他者への委託により回収した特定容器包装の量 (回収量) 小数点第1位を四捨五入(kg) ②	[①-②]のうち、事業活動により費消した特定容器包装の量(kg) ③	前事業年度において販売した商品に用いた特定容器包装の量から回収量を控除した量(kg) ④=①-②	用途別再商品化義務量 簡易算定係数 ⑤	再商品化義務量 小数点第1位を四捨五入 ⑥
食料品					0.53164 (A)	
清涼飲料等					0.55995 (B)	
酒類					0.48290 (C)	
石鹼・塗料等					0.54476 (D)	
医薬品					0.32461 (E)	
化粧品等					0.52135 (F)	
小売					0.51997 (G)	
上記以外の用途					0.45434 (H)	
包装					0.29861 (I)	
↑						
※ 簡易算定方式の場合は、控除することができません。						再商品化委託申込量(kg)→
注1)省令においては、各比率が「業種別」と表現されていますが、わかりやすく「用途」にあらためました。 (「主たる業種」という意味ではありません。)						

⑥=(A)-(I)の合計
⑦=再商品化実施委託単価
⑥×⑦=再商品化実施委託料金
(1円未満切り捨て)

71.0円/kg

申込用紙2-プラスチック 利用

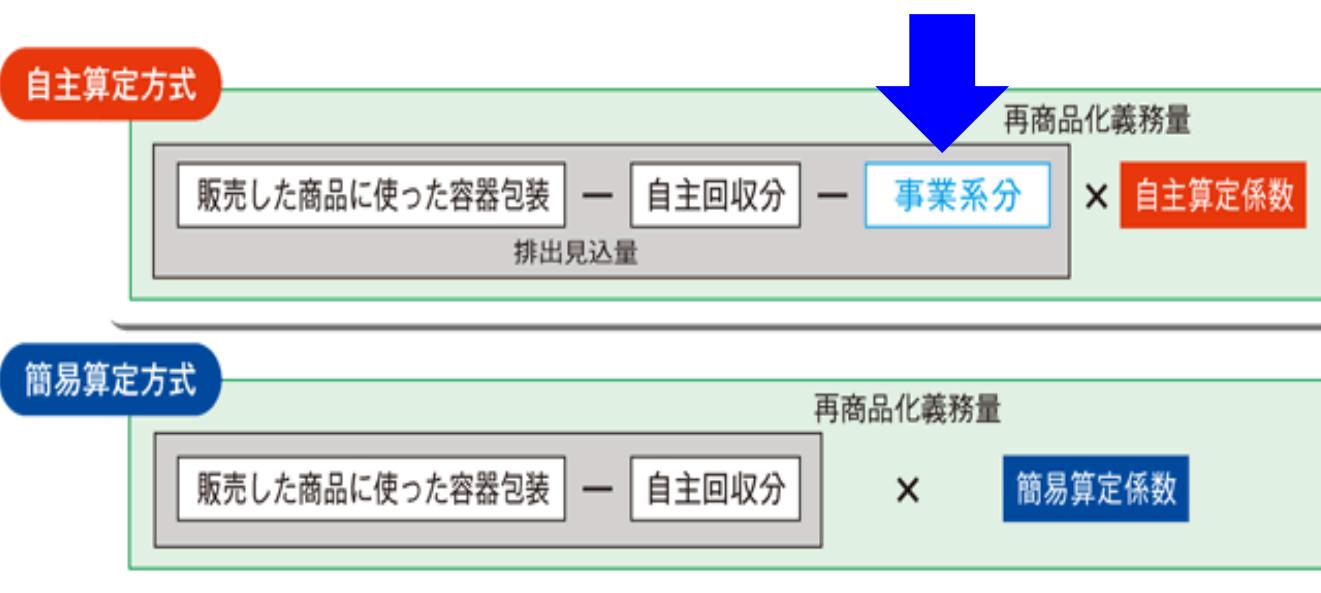
令和8年2月13日(金)締切

(2) 算定方式は自主算定方式／簡易算定方式の2種類あるので正しい方式を選択してください。

再商品化義務量算出の図で確認すると

上段の自主算定方式は、事業系分(前述の『事業活動により費消した特定容器包装の量』と同じ意味)を実測データや調査データを元に自社で記入し、排出見込量からマイナスする方式です。

下段の簡易算定方式は、事業系分が“少なからずある”と分かっていても、その量を把握することが出来ないため、国の調査を元に算出された、自主算定よりも数値が小さい簡易算定係数で、排出見込量から控除する方式です。



【オンライン申込における算定方式の選択】

家庭から排出されない『事業系費消量』の把握状況を選択していただくことで、自動的に算定方式が選択される仕様となっております。

A.事業系費消量なし



自主算定 が選択され、

自動的に「事業系費消量」が「0」となります。

B.事業系費消量あり費消量把握



自主算定 が選択され、

「事業系費消量」の入力欄が開きます。

C.事業系費消量あり費消量不明



簡易算定 が選択され、

「事業系費消量」が入力できなくなります。

※詳しくはオンライン申込画面のTOPページからマニュアルをご確認のうえ、
ご入力ください。

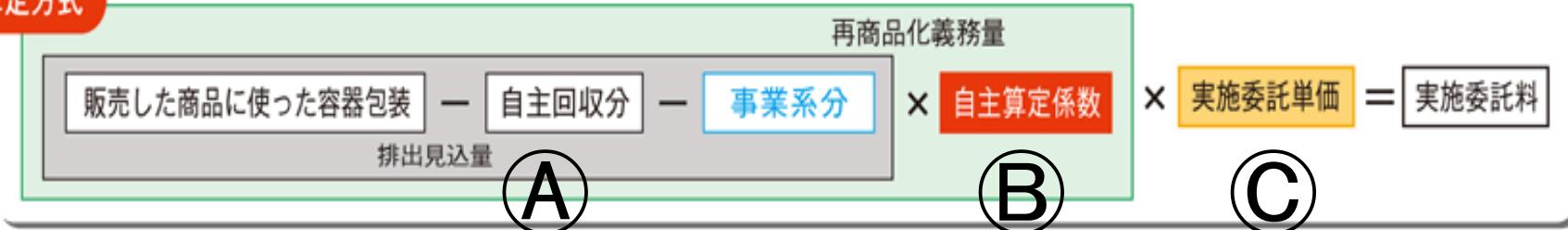
ご参考：実施委託料金の算定方法について

特定事業者の皆さんにご負担いただく金額は、

「排出見込量 A」×「算定係数 B」×「委託単価 C」で計算します。

- ・「排出見込量」は事業者が、「算定係数」は国が、「委託単価」は協会が算出します。
- ・計算方法は前述の通り、自主と簡易の2通り。事業系分の販売状況とデータの把握状況により選択します。(事業系が0(ゼロ)の場合は自主算定方式です)

自主算定方式



簡易算定方式



ご参考：排出見込量 Aについて

特定事業者が利用・製造等する容器包装のうち、当該年度に家庭から排出されると見込まれる量です。

【例：自主算定方式の場合】

販売した商品を使った容器包装 — 自主回収分 — 事業系分

排出見込量

算出方法 販売個数 × 1個(枚)当たり重量	販売した個数が確定している直近の事業年度(算定基準決算年月) の実績値(1年間分)をベースに特定事業者が帳簿を活用して計算 します(回収した量(*1)や事業系の量(*2)は控除できます)。 重量は使用した容器包装ごとに1個(枚)当たりの重さを実測します。 例えば、容器10個を計量して10で除し、1個当たりの平均値を用い る方法があります。
----------------------------------	---

(*1)回収した量：事業者自らが、販売店等を通じて回収した容器包装の量

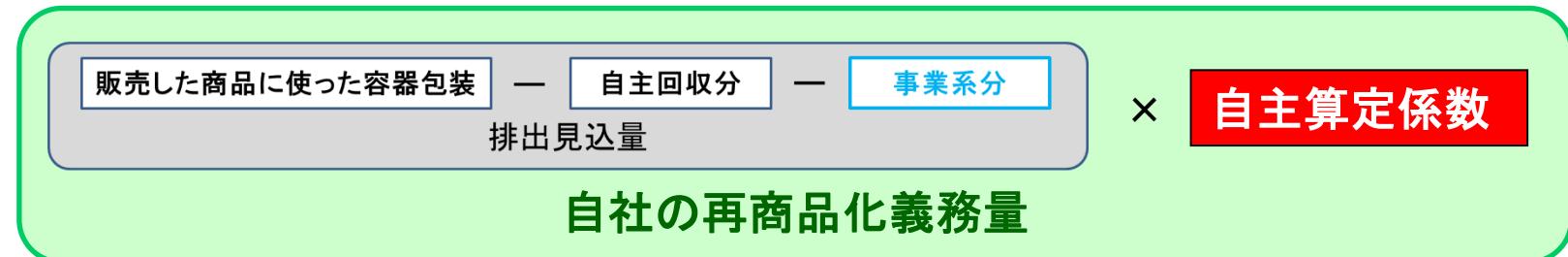
(*2)事業系の量：最終的に事業系ごみとして排出される容器包装の量

※詳細は「[特定事業者による容器包装廃棄物として排出される見込量の算定のためのガイドライン（国が作成）](#)」または「[帳簿の作り方（当協会が作成）](#)」をご参照下さい。
いずれも当協会HPに掲載しています。

ご参考;算定係数 B について

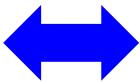
算定係数は、特定事業者が自社の再商品化義務量を算出する際に必要となる数値で、自主算定方式の場合は、下図のように用います。

【例:自主算定方式の場合】



(※)簡易算定方式の場合はP18を参照してください。

算定係数は、右の条件
によって異なりますので、
お間違いの無いよう、ご
注意ください。



- 利用事業者か？容器製造等事業者か？
- 自主算定方式か？簡易算定方式か？
- 容器か？包装か？
- 容器であれば、その用途は何か？(食料品、清涼飲料、酒類、油脂加工製品、医薬品、化粧品、小売業、その他の事業)

算定係数の算出根拠となる数値は経済産業省・農林水産省による実態調査
(約3万5千社へのアンケート調査)と環境省による分類調査の結果を踏ま
えて決められます。

ご参考：実施委託単価 C について

当協会への実施委託料金を算出する際に用いる単価で、素材ごとに定められます。毎年、協会が算出し、事業計画に記載したうえで国の認可を得て決定されます。

【再商品化実施委託単価の算出方法】

→リサイクルの実施に伴う委託料を算出する際に用います。

過去のリサイクルの実績や市町村からの引取量をベースに計算します。

$$\text{再商品化実施委託単価(税抜き)} = \frac{\text{再商品化にかかる総費用}}{\text{特定事業者などからの委託申込みが見込まれる量}}$$

再商品化にかかる総費用

再商品化に直接かかる費用

市町村から引取りが見込まれる量 × 再商品化事業者に支払う見込み委託単価 + 協会経費

(3)自社が扱うのは容器なのか包装なのか、容器であればその用途は何か、を区分したうえで、正しい行に記入し計算する必要があります。

利7

令和8年度 再商品化義務量および委託申込量算定用紙（申込用紙2）

（太線枠内に数字を入れ、「自主算定方式」または「簡易算定方式」により当協会への委託申込量及び実施委託

自主算定方式

用途	前事業年度において販売した商品に用いた特定容器包装の量 小数点第1位を四捨五入(kg) ①	①のうち、自ら又は他者への委託により回収した特定容器包装の量 (回収量) 小数点第1位を四捨五入(kg) ②	[①-②]のうち、事業活動により費消した特定容器包装の量 小数点第1位を四捨五入(kg) ③	個々の特定事業者のプラスチック製容器包装の排出見込量(kg) ④=① - ② - ③	用途別再商品化義務量 自主算定係数 ⑤
食料品					0.62546
清涼飲料等					0.62217
酒類					0.64387
石鹼・塗料等					0.60529
医薬品					0.64923
化粧品等					0.61335
小売					0.64996
上記以外の用途					0.64906
包装					0.45940

注1)省令においては、各比率が「業種別」と表現されていますが、わかりやすく「用途」にあらためました。
（「主たる業種」ごとという意味ではありません。）

再商品化委託申込量(kg)→

簡易算定方式

※「自主算定方式」により算定ができない場合（「事業活動により費消した特定容器包装の量」が把握できずにより回収した特定容器包装の量）は個別事業者ごとに個別の実績に応じて差し引くことになりますので算定係数×(100-事業系比率)(%)の算式によって算出されています。					
用途	前事業年度において販売した商品に用いた特定容器包装の量 小数点第1位を四捨五入(kg) ①	①のうち、自ら又は他者への委託により回収した特定容器包装の量 (回収量) 小数点第1位を四捨五入(kg) ②	[①-②]のうち、事業活動により費消した特定容器包装の量(kg) ③	前事業年度において販売した商品に用いた特定容器包装の量から回収量を控除した量(kg) ④=① - ②	用途別再商品化義務量 簡易算定係数 ⑤
食料品					0.53164
清涼飲料等					0.55995
酒類					0.48290
石鹼・塗料等					0.54476
医薬品					0.32461
化粧品等					0.52135
小売					0.51997
上記以外の用途					0.45434
包装					0.29861

注1)省令においては、各比率が「業種別」と表現されていますが、わかりやすく「用途」にあらためました。
（「主たる業種」ごとという意味ではありません。）

再商品化委託申込量(kg)→

自社が扱うのは容器なのか包装なのか、容器であればその用途は何か。

次ページの素材別用途一覧表に自社商品、製品を当てはめてご確認いただき、正しい行に数値をご記入ください。

容器なのか包装なのか、容器であればその用途は何か、によって自社の再商品化義務量の算定に係る「算定係数」が異なるため、間違えますと正しい申込となりません。

令和8年2月13日(金)締切

申込用紙2-プラスチック 利用

(3)自社が扱うのは容器なのか包装なのか、容器であればその用途は何か、を区分したうえで、正しい行に記入し計算する必要があります。

再商品化義務量は「用途」ごとに算出しますが、その「用途」は、その容器包装がどんな用途(業種)に用いられるか、すなわち**中身の商品**により判断します。

＜容器包装4素材の用途一覧表＞～「申込用紙2(利用事業者用)」表紙の裏面～

用途	詳細(例)	用途	詳細(例)	用途	詳細(例)
ガラスびん	食料品 牛乳、加工された食品	食料品 パンなど食料 (小売店舗の敷地外で付されたもの)	紙容器	食料品 内側がアルミの紙パック	食料品 油(PET素材でも、プラとして扱う) 塩、砂糖 惣菜のパック・弁当箱(小売店舗の敷地外で付したもの)
	清涼飲料、茶・コーヒー 豆乳、清涼飲料	清涼飲料、茶・コーヒー 内側がアルミの紙パック		清涼飲料、茶・コーヒー 内側がアルミの紙パック	清涼飲料等のキャップ コーヒー豆・コーヒー粉末 お茶・茶葉
	酒類 ビール・焼酎	酒類 内側がアルミの紙パック		酒類 洗剤 粉石鹼	酒類 洗剤、漂白剤
	医薬品 「医薬品」と表示されているもの	医薬品 「医薬品」と表示されているもの		化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品 化粧品の外箱・中身の緩衝材	医薬品 「医薬品」と表示されているもの 医薬品のキャップ
	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品 化粧品	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品 化粧品の外箱・中身の緩衝材		化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品 シャンプー 歯磨き粉 化粧品のキャップ	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品 レジ袋 テイクアウトの容器 惣菜のパック・弁当箱(小売店舗の敷地内で付したもの)
	上記以外の用途 小売時にその場で用いるびん	上記以外の用途 手提げ ギフト箱 小売時に用いる平袋		上記以外の用途 ペットフード、雑貨	上記以外の用途 卵の容器、果物・野菜のネット袋 など(無加工の自然物)
PETボトル	食料品(しょうゆ、乳飲料等、その他調味料) しょうゆ 料理酒・クッキングワイン 乳酸菌飲料 ※食用油脂を含まず、簡易な洗浄により内容物及び異いを除去できるものに限る	紙包装 商品を包むために用いる用紙や新聞紙	紙包装	商品を包むために用いる用紙や新聞紙	上記以外の用途 容器のラベル トレイのラップ
	清涼飲料 お茶、ジュース				
	酒類 焼酎 ワイン、みりん				

(3)自社が扱うのは容器なのか包装なのか、容器であればその用途は何か、を区分したうえで、正しい行に記入し計算する必要があります。

【用途の注意点】

○コンビニや弁当屋などで販売される弁当容器の用途は…

- ★ 販売店のバックヤード(同一敷地内)で弁当を作っている場合 ⇒小売業
- ★ コンビニ等で、離れた場所にある工場で作っている場合 ⇒食料品製造業



○スーパー、コンビニの店頭で用いられるレジ袋(容器)の用途は…

⇒小売業（併せて、レジ袋は‘包装’ではなく‘容器’であることに注意）

○卸売業が新たに付加した容器の用途は…

⇒卸売り段階で新たに付加した容器で、かつ家庭から排出される場合は、
当該商品(中身)の製造業を選択。中身が食料品であれば、食料品製造業

【間違えやすい用途の事例】 ※利用事業者の場合

薬局やドラッグストア(主たる業種は小売業)で用いられるレジ袋や紙袋(いずれも容器)の用途は「小売」であり、「医薬品」ではありません。

薬本体(中身)が入っている容器については、製薬メーカー等が特定事業者となり、用途は「医薬品」となります。